

取引業者の皆様へ

不正取引の防止について

学校法人大阪産業大学では、不正取引の防止に取り組んでおります。取引業者の皆様には、当法人の諸規程に基づき、当法人の物品購入・請負等に関し、下記の事項を遵守していただきますよう、ご理解・ご協力をお願いいたします。なお、不正取引の代表的な例を以下に具体的に示しますので、これらの要求を受けても、絶対に応じないでください。また、談合および職員との癒着等が疑われることのないよう慎重にお取引ください。

①不正取引の具体例

「預り金」…職員が取引業者に架空取引を指示するなどし、その支払金を取引業者が管理する行為

「書類の書き換え、付け替え」…職員が取引業者に、取引実態とは異なる請求書・領収書等の作成を指示する行為

「発注・取引の分割」…1件の調達として取引できるものを意図的に分割して発注する行為

「期ずれ」…過年度にすでに納品されている取引の支払を当該年度に請求し、支払を受ける行為

「その他」…上記以外で、虚偽の書類を作成し、不正に支払を受ける行為等

②不正取引防止のための遵守事項

1. 学校法人大阪産業大学は、取引業者の皆様に対し、当法人の規程等を遵守し、不正に関与しない環境づくりに努めることを求めます。

2. 物品購入・請負等に関して、内部監査、その他が必要となった場合は、取引業者様には、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に応じ、ご協力いただきます。

3. 不正が認められた場合は、取引業者様には、取引停止を含む処分を下すことがあります。

4. 当法人に所属する、非常勤を含む、教育職員、事務職員、およびその他関連する者から不正な行為の依頼等があった場合には、取引業者の皆様には、直ちに当法人の公益通報窓口に通報するよう求めます。

5. 学校法人大阪産業大学は、会社（法人）並びにその役員及び従業員が、反社会的勢力に該当し、または反社会的勢力との取引や社会的に非難される関係を持つ業者とは取引しません。

6. 学校法人大阪産業大学は、個人データを含む業務を委託する場合は、取引業者様と、「個人情報保護に関する法律」第25条に基づき、個人情報の取り扱いに関する事項を含んだ契約を締結し、遵守することを求めます。

学校法人大阪産業大学